

自転車は車両です。

「自転車安全利用五則」



を守りましょう

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところは**車道通行が原則**ですが、次のような場合は例外的に歩道を通行できます。

① 歩道通行可の
標識等があるとき

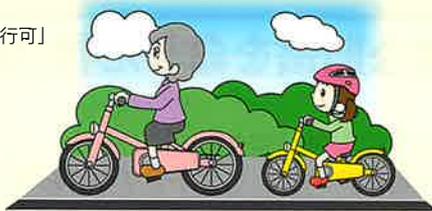


「普通自転車の歩道通行可」
を示す標識

「普通自転車の歩道通行可」
を示す標示



② 運転者が、児童・幼児・70歳以上の者・
身体障がい者であるとき



③ 安全な通行を確保するために、
やむを得ないとき

- ▶ 車道の交通量が多く危険を感じる時
- ▶ 工事や駐車車両などのため車道の左側を通れないとき
- ▶ 車道が狭いため、接触事故の危険を感じる時



2 車道は左側を通行

自転車は、**道路の左端**に
寄って通行しなければな
りません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、**安全な速度で徐行**
し、歩行者の通行を妨げる場
合は**一時停止**しなければい
けません。



4 安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・信号を守る
- ・交差点での一時停止と安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、**児童・幼児に
乗車用ヘルメット**をかぶらせるようにしましょう。



ルール違反には厳しい罰則があります

並進



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

**信号
無視**



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

**二人
乗り**



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

**一時
不停止**



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火



【罰則】5万円以下の罰金

**携帯・ヘッドホン・
イヤホン・傘差し**



【罰則】5万円以下の罰金



茨城県警察



自転車であってもさまざまな責任を問われます

自転車事故の加害者の責任

刑事責任 ……相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」に問われる場合があります。

民事責任 ……被害者に対する損害賠償の責任を負います。

道義的責任 ……被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

自転車側に高額な賠償を命じた判決例

約9500万円

【平成25(2013)年、神戸地裁】

夜間、坂道を下ってきた男児小学生の自転車が、歩行中の女性(60歳代)と衝突、女性は意識不明となった。



約6800万円

【平成15(2003)年、東京地裁】

夕方、ペットボトル片手に、スピードを落とさず坂道を下ってきた男性の自転車が、交差点の横断歩道を横断中の女性(30歳代)と衝突、女性は3日後に死亡した。

自転車運転者講習の対象
になることもあります

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に従わなかった場合
…5万円以下の罰金

1

自転車運転者が
危険行為を繰り返す

●3年以内に2回以上

※危険行為とは信号無視や
一時不停止等の特定の違反をいいます

2

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が自転車
運転者に講習を受けるよう
に命令

3

講習の受講

●講習時間:3時間
●講習手数料 6,000円
(標準額)

万が一の交通事故に備えて〇〇〇

TSマーク付帯保険の補償内容

第二種TSマーク(赤色)



傷害補償

- 入院15日以上 (一律) **10万円**
- 死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) **100万円**

賠償責任補償

- 死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) **1億円**

被害者見舞金

- 入院15日以上 (一律) **10万円**

第二種点検整備済みTSマーク
(赤色TSマーク3.5cm×5cm)

被害者見舞金は平成26年10月1日以降に
点検・整備して貼付された赤色TSマークから適用

点検・整備を受けて保険に加入しましょう

「TSマーク」は「自転車安全整備店」で「自転車安全整備士」が点検整備をした、道路交通法に基づく安全な普通自転車のあかしのマークです。

万が一交通事故が起きた場合、TSマークが貼ってあれば、賠償責任保険・傷害保険がついているので安心です。補償期間は、TSマークに記載されている日から1年間です。

